

平成26年度事業計画

・基本方針

北海道の農業・農村は、豊かな自然と広大な土地資源を活かし、生産性の高い専門的な経営を主体に、わが国における食料の安定供給や国土・環境の保全などに大きく寄与するとともに、本道経済・社会を支える地域の基幹産業として重要な役割を果たしている。

しかしながら、担い手の減少や高齢化の進行、農村コミュニティ機能の低下、農地や農業水利施設の経年変化による機能低下、気象災害の多発化、さらにはTPP協定などの大きな課題を抱えている。

国においては、25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめ、足腰の強い農業の確立に向けた産業政策と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域政策を車の両輪として、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設の4つの改革により強い農林水産業・美しく活力ある農山漁村づくりを推進することとしている。

本道の農業農村整備事業については、国の「新たな土地改良長期計画」と道の「農業農村整備推進方針」に基づき、農業の生産性向上、担い手への農地集積の加速化を図る農地の大区画・汎用化の推進、農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、農村資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進など各般にわたる施策の推進が喫緊の課題である。

このことから、本会は平成26年度の事業実施にあたり、25年3月に策定した第7次中期計画の業務推進の基本方向に沿って、国、道をはじめ関係団体などと緊密な連携を図りながら、地域の意向が反映した農業農村整備事業の推進を図るとともに、会員への支援に資する技術援助に積極的に取り組むなど、本会の組織の総力を挙げて以下の業務の遂行に努め、会員の負託に応えることとする。

第1 土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助及び協力

1. 技術援助（出向）事業の実施

農業農村整備事業の円滑な実施を図るため、本会が会員の要請に基づき技術員を出向させる技術援助事業を行う。

13団体 13名

2. 技術協力事業

国又は道が行う土地改良事業における計画樹立、調査設計、設計施工管理業務などを通じて、農業農村整備事業の効率的・効果的な実施に向けて、各般にわたり技術協力を行う。

3. 水土里支援事業

(1) 水土里ネット支援事業

土地改良区（水土里ネット）が農業・農村の多面的機能の発揮や地域資源の保全管理の地域活動等を展開する「21世紀土地改良区創造運動」について、関係機関と連携を図りながら、地域住民、道民に対する啓発普及など本運動の推進・支援を行う。

(2) 組織運営強化支援事業

土地改良区をはじめ会員団体の組織運営基盤の強化に資するため、関係機関・団体と連携して、農業農村整備をはじめとする食料・農業・農村政策に関する情報の収集・提供を行うとともに、適宜に土地改良区委員会、セミナー等を開催し、諸課題の検討・意見交換等を行う。

また、土地改良区の統合整備、複式簿記の導入、維持管理計画の更新などについて関係機関と連携を図りながら支援及び助言を行う。

(3) 水土総合強化推進事業

1) 土地改良施設管理円滑化事業

土地改良施設管理の円滑化に向けて、管理専門指導員等を配置し、土地改良施設の点検、整備、操作など土地改良施設の管理に関する専門技術的な施設の診断・管理指導等を行うとともに、土地改良事業に関する苦情・紛争等の相談への対応並びに非補助土地改良事業の推進に関する啓発・助言等を行う。

2) 土地改良換地等強化事業

換地事務の適正かつ円滑な推進を図るため、換地技術者等に対する研修及び換地事務の指導、ほ場整備等基盤整備事業が完了した地区について農用地の利用集積に関する技術的指導及び啓発普及を行う。

(4) 農業水利施設の事故防止対策等

1) 用排水路等への転落事故の未然防止対策

用排水路等を管理する土地改良区等に対し、子どもたちの用排水路等への転落事故未然防止に向けて、学校や幼稚園等と連携を密にした注意喚起を図るとともに、事故防止を呼びかけるポスター等を斡旋する。

2) 用排水路等の賠償責任保険等の加入

土地改良区等が維持管理する用排水路等の施設で発生する事故及び傷害に対処するため、賠償責任等の保険加入業務を行う。

4. 農業・農村の多面的機能の維持・発揮に資する取組への支援

北海道農地・水保全管理対策協議会に参画し、国や道、関係市町村等と連携を図りながら、農村地域における多面的機能を支える共同活動や農地・水路等の地域資源の質的向上を図る共同活動の取組への支援を行う。

5. 水土里情報センター事業

(1) 水土里情報システム運用事業

水土里情報利活用促進事業により整備した農地等地図情報データベースの利活用を図るため、利用団体に対し、地域における情報の共有化と相互利用を可能にする水土里情報システム（Web型Gis）運用事業を実施する。

(2) 水土里情報支援事業

地域農業の体質強化に向け、農地等地図情報データベースの充実、データベースを活用した水利施設等の管理システムの構築・更新、維持管理計画の策定や水利権更新への支援を実施する。

6. 施設管理事業

(1) 土地改良施設維持管理適正化事業

1) 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設の機能保持等を目的とした本事業を推進する。

平成26年度事業費

(単位：千円)

期 生 別	34期生(22年)	35期生(23年)	36期生(24年)	37期生(25年)	38期生(26年)	計
一 般 事 業 費	71,000	70,000	68,000	69,500	69,500	348,000

2) 施設改善特別対策事業

水田農業経営確立対策に関連し、転作の実態及び変化等に対応して施設の改善を行う本事業を推進する。

平成26年度事業費

(単位：千円)

期 生 別	26期生(24年)	27期生(25年)	28期生(26年)	計	備 考
事 業 費	62,000	63,500	57,620	183,120	

(2) 農道台帳の管理等業務

農道の整備及び管理事業を円滑に推進するため、本会は農道の実情の把握に努めるとともに、農道台帳の副本管理の業務を行う。

第2 土地改良事業に関する教育及び情報の提供

1. 研修会、講習会

会員団体の役職員の農業農村整備事業等に係る知識の涵養、資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

2. 広報、広聴活動

会報の定期的な発行やホームページなどによる情報提供、関係機関・団体等と連携したイベント等の開催・参画、土地改良関係資料や刊行物の配布・斡旋などを通じて、会員に対する迅速な情報提供と道民に対する農業農村整備事業等の役割、重要性などのPR活動を効果的に行う。

第3 土地改良事業に関する調査研究

1. 農業農村整備事業制度に関する調査研究

農業農村整備事業等の推進にあたっての地域の課題などを把握し、会員のニーズを反映した制度改善等の調査研究を行う。

2. 道内外における土地改良事業の調査

農業農村整備優良事例、先進事例の調査等を通じて、本道における農業農村整備事業等の円滑な推進を図る。

3. 農地・農業用水等の保安全管理等に関する調査研究

食料供給力の強化に資する農地・農業用水・農村環境等の保安全管理、有効活用等に向け、これまでの研究成果を踏まえ水土里（農地地図）情報の活用方策並びに地域資源の保安全管理対策に係る調査研究を引き続き実施する。

4. 農業土木技術者の資質向上に向けた研修に関する調査研究

近年、本道においては農業土木技術者の不足等により、今後の継続的な土地改良事業の推進に大きな支障となることが懸念されている。そのため、会員団体職員を対象に農業土木技術の資質向上を図るため、会員のニーズや目標とする技術レベルなどの把握・検討を行い体系的な研修制度の調査研究を行う。

第4 土地改良事業関係の金融改善

1. 土地改良負担金対策事業

農業農村整備事業の実施に伴う農家負担の軽減と償還の円滑化を図るため次の事業を行う。

(1) 農家負担金軽減支援対策事業

1) 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業（無利子資金貸付）

担い手への農地利用集積等の事業要件を達成できると見込まれる地区に対し、土地改良事業の受益者負担額の6分の5を限度に無利子資金の貸し付けを行う。

2) 経営安定対策等基盤整備緊急支援事業（利子助成）

土地改良事業の受益者負担金を償還中の地域にあって、担い手への農地利用集積等の事業要件を達成できると見込まれる地域に対し、受益者負担金の償還利息相当額を助成する。

3) 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業（利子助成）

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る被災年度の土地改良事業の負担金の償還利息に相当する額を助成する。

4) 土地改良負担金償還平準化事業（利子補給）

土地改良事業の受益者負担金を償還中の地域にあって、土地改良区等が年償還額のピーク時の一定割合を超える部分を融資機関から借り入れ、後年に繰り延べすることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給を行う。

5) 特別型国営事業計画償還助成事業（利子助成）

特別型国営事業の新計画償還制度適用地区において、地元負担に係る償還利率が一定の割合を超える部分を利子助成する。

6) 担い手育成支援事業（利子助成）

土地改良事業の受益者負担金を償還中で担い手への農地利用集積に積極的に取り組む地区にあって、地元負担金の水準が一定割合以上の地区に対し、償還利率が一定率を超える利子相当額を助成する。

(2) 土地改良負担金償還特別対策事業（道単独補助事業・利子補給）

平準化事業を実施してもなお土地改良負担金の償還が困難と認められた地区に対し、年償還額の10%を5ヶ年間軽減するための資金を融資機関から借入し後年に繰り延べすることにより農家負担の軽減を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給を行う。

第5 本会の事業目的を達成するため必要なその他の事業

1. 提案・要請活動等

本道農業・農村が持続的に発展し、国民への食料の安定供給を通じて我が国の食料自給率の向上に一層貢献するとともに、攻めの農業・強い農業の展開に向けた農地・農業水利施設の保全・整備、農村地域の防災・減災対策、農業・農村の多面的機能増進等を実現するため、農業農村整備事業等の計画的な推進に必要な予算の確保や実効性のある施策の実現を国等に求めていく。

2. 各種委員会の活動

(1) 会務運営等に関する委員会

・総務金融委員会

定款、規約、諸規程に関することや事業計画、収支予算等会務運営に係る基本的な案件を審議する。

・土地改良区委員会

土地改良区運営に関する政策的課題や組織強化対策等を審議する。

(2) 事業運営等に関する委員会

・管理円滑化事業推進委員会

水土総合強化推進事業における土地改良施設管理円滑化事業の内容の検討を行う。

・換地等強化事業推進委員会

水土総合強化推進事業における土地改良換地等強化事業の内容の検討を行う。

・土地改良負担金対策事業審査委員会

農家負担金軽減支援対策事業等の適正な運用を図るため、事業計画等の審査を行う。

・21世紀土地改良区創造運動推進委員会

21世紀土地改良区創造運動の支援のために必要な事項を審議する。

(3) 事業推進等に関する委員会

・農業農村整備推進委員会

農業農村整備事業等の積極的かつ円滑な推進を図るため、必要な国費予算等の確保や実効性のある施策の実現に関する提案要請事項等を審議し、関係機関に対し適時に要請活動を行う。

3. 支部活動の推進

各支部はそれぞれの地域に即応した活動を行い、会員の利益の増進を図るものとする。

4. 土地改良事業功労者の表彰

土地改良事業の発展に功績のあった土地改良事業功労団体並びに功労者を表彰、推薦する。

5. 職員部会の活動

会員団体職員の農業農村整備に関する情報の共有と資質の向上を図るため、農業農村整備事業に関わる調査及び研究等を行う。

6. その他の業務

年度の途中において、事業制度に関する取扱いの明定化等に伴って派生する業務については、その目的が円滑に達成されるよう、適宜に対応する。